

名古屋市農業委員会 令和5年第1回総会 議事録

- 開催日時 令和5年1月25日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定数	16人	在任数	16人
定足数	9人	出席数	10人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠
別紙「委員出欠状況」のとおり
- 事務局職員出席者(課長级以上)
事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長
- その他の出席者（証人、参考人、職員等）
事務局職員（係長級以下）6人
- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

- 第1号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による地上権設定許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について
- 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 第6号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第8号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について
- 第9号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
- 第10号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について
- 第11号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和5年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	原 田 晴 充 委員		
		6番	石 田 正 彦 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 利 久 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	岩 田 公 雄 委員
13番	清 水 久 一 委員		
		16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	木 村 幸 廣 委員
23番	安 井 正 敏 委員		
		26番	竹 川 孝 司 委員
		28番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 1 回総会（令和 5 年 1 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中、また寒い中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 1 回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>大寒波の中、ちょっと朝積もるかなと心配しましたがなんとか持ったようでございます。それにしても大変な一日になっておりますが、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまより、令和 5 年第 1 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 11 号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの 11 議案の審議を行います。また報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p>

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井庸一郎委員及び石田正彦委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-1 について、担当委員さんと事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、譲受人に、親族間贈与により、所有権を移転することとなり、許可申請がなされたものです。

申請の農地、緑区東神の倉二丁目の 1 筆は畑で、面積は 10 平米、譲受人所有の他の農地と一体で、らっきょうやニンジンが栽培されており、良好に肥培管理されていました。

また、譲受人は、既に農作業に従事されており、全ての農地が良好に肥培管理されていることを確認しました。当該農地は既に、譲受人が一体的に管理しており、権利取得後も引き続き適正に管理するものと思われます。

以上のことから、許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 及び 4-8 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-7、4-8 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-7 は、譲渡人が息子に、家族間で農地を贈与するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高五丁目始め 2 筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されていました。

なお、営農計画書より、あとつぎとして農業に携わってきたことを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

受付番号 4-8 は、譲渡人が申請農地の内、自己の持分 2 分の 1 を譲渡するために許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋四丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、いずれの申請も、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 1 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 1 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による地上権設定許可申請及び第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

本議案は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地の一時転用を目的としたものです。

本件では、太陽光パネルの設置者と営農者が異なっております。この場合、下部の農地に太陽光パネルのための地上権を設定することとされおり、地上権設定の許可が 2 号議案の第 3 条許可、パネルの支柱に係る一時転用許可が 4 号議案の第 5 条の許可、となります。これらを併せて行うことが必要なため、一括審議とします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。第 2 号議案・受付番号 3-3 及び第 4 号議案・受付番号 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

第 2 号議案の受付番号 3-3 及び第 4 号議案の受付番号 3-3 につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、1 月 10 日に現地調査を実施しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、営農型太陽光発電設備を設置するとして、農地上部に対する農地法第 3 条の地上権設定許可申請及び支柱部分に対する農地法第 5 条の一時転用許可申請が出されたものです。

また本件は、平成 29 年 2 月の農地部会で、許可された後、令和 2 年 1 月総会にて 3 年間の更新がされ、今回の申請は、さらなる 3 年間の更新の申請となります。

申請地である中川区江松西町の 1 筆の畑は、農用地であり、多少草生えが目立ちましたが、ミカン、小松菜、コカブなどが作付けされていました。

周囲の状況は、西側がビニールハウス、それ以外の 3 方は道路となっており、周辺農地への被害防除には引き続き配慮することです。また、富田町土地改良区の承諾書があることや、許可期間終了後の農地復元誓約書の提出、撤去費用の確保についても問題はないと思われます。

発電設備の下部における耕作の状況については、毎年 3 月の総会で報告させていただいており、直近の昨年 3 月の報告では、ミカンの収穫量についてはまだ若木のため少量にとどまっておりますが、野菜の収穫量については、地域の平均反収の 8 割を超えております。

以上のことから、今回の申請については、許可することにつき差し支えないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 2 号議案及び第 4 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 2 号議案及び第 4 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-5 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は、譲受人の営む法人が、現在、賃貸借で 2 か所の駐車場を借りており、申請地に集約することにより作業の効率化が図ることができるため、譲受人が、個人で申請地を購入し転用を行い、法人に賃借するため、申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区東茶屋一丁目始め 3 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は耕作準備中でした。その周囲の状況は、西側、南側及び北側は宅地、東側は道路となっています。

また、譲受人は、資金調達に必要な資力・信用がある事や、住宅都市局開発審査係にも事前に相談済みであり、茶屋新田土地改良区の意見書もあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。また、周辺農地への被害防除には

配慮するとのことです。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 3 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 3 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 5 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長 受付番号 1-9 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。

願い出の、天白区鴻の巣二丁目の 1 筆には、柿が栽培され、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-11 及び 2-12 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-11 と 2-12 の農地について、1月6日と10日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-11 は畑で、白菜、大根、キャベツが作付けされていました。

申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-12 は2筆とも田で、水稻収穫済でした。

申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-8 の農地につきまして、1月6日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

願い出のありました中川区戸田西一丁目始め 4 筆は一体で全て田で、稲刈り後の状態でした。

このことから、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 5 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 5 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 6 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、若松委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、若松委員におかれましてはご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-40 から 1-48 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-40 から 1-48 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-40、天白区池見一丁目の 1 筆には、ミカンが、同 2 筆は一体で、タマネギや梅が、元八事一丁目の 1 筆には、ブロッコリー、白菜、ミカンなどが、栽培されていきました。

受付番号 1-41、天白区池見一丁目の 3 筆は一体で、柿やミカンが栽培され、同 1 筆には、ミカンやニンニク、タマネギなどが、同 2 筆は一体で、梅が、栽培されていきました。元八事一

丁目の2筆は一体で、ミカンが、同2筆には、マンゴーが、同1筆には、ミカンや梅が、栽培されていました。

受付番号1-42、緑区西神の倉二丁目の3筆は一体で、ユズやイチジク、エンドウが栽培され、同2筆は、一体で、竹林として管理されていました。

受付番号1-43、天白区池場四丁目の2筆は一体で、梅やミカンが、受付番号1-44、天白区野並一丁目の1筆には柿やミカンが、受付番号1-45、天白区平針五丁目の1筆には大根、エンドウ、ミカン、イチジクが、受付番号1-46、天白区天白町大字野並字稲田の1筆には、柿が、それぞれ栽培されていました。

受付番号1-47、天白区海老山町の1筆には、サトイモが、同1筆と笹原町の1筆には、イチジク、文旦が、菅田二丁目の1筆には、イチジクが、保呂町の1筆には、サトイモが、それぞれ栽培されていました。

受付番号1-48、緑区乗鞍二丁目の1筆は、温室内で洋ランが、乗鞍三丁目の1筆には、温室内での洋ランのほか、大根、白菜、ミカンなどが、同1筆には、温室内の洋ランのほか、ブドウが、栽培されていました。

以上、いずれも農地として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号2-29から2-31について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-29 から 2-31 について、1 月 6 日と 10 日に、それぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-29 は、上志段味特定土地区画整理の 3 筆に、それぞれ畑として仮換地され、ミカン、柿、大根等が作付けされていました。

受付番号 2-30 は、2 筆の内、1 筆が田で、水稻収穫済み、もう 1 筆が畑で、白菜、ニンジン、大根等が作付けされていました。

受付番号 2-31 は、3 筆とも畑で、2 筆には、イチジク、ミカンが作付けされ、もう 1 筆は耕作準備中でした。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-21 及び 3-22 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-21 及び 3-22 の農地につきまして、1 月 5 日と 6 日に、担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-21 の中川区吉津三丁目の 1 筆の畑には、レタス、ホウレンソウ、白菜などが、同 2 筆の畑には、キャベツ、ブロッコリー、エンドウなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-22 の中川区荒子町字塔堂屋敷の 1 筆の畑には、エンドウ、ネギ、白菜などが、荒子二丁目の 2 筆の畑には、大根、タマネギ、ソラマメなどが作付けされており、良好に管理

されていまして。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-18 から 4-20 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長 受付番号 4-18 から 4-20 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日と 10 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-18 の 2 筆の畑には、大根、ニンジン、白菜などが作付けされ、受付番号 4-19 の 14 筆のうち 6 筆の畑には、キャベツ、ブロッコリー、大根などが作付けされ、受付番号 4-20 の 3 筆のうち 1 筆の畑には、ミカン、イチジクなどが作付けされ、良好に管理されておりました。

また、受付番号 4-19 の 14 筆のうち 8 筆及び、受付番号 4-20 の 3 筆のうち 2 筆の申請地につきましては、田として、良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、いずれの証明願いについても証明することについて問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 6 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 6 号議案の案件は、証明することといたします。</p> <p>次に、第 7 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-10 について東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>
東部・緑農政課長	<p>受付番号 1-10 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>願い出の、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆は、昨年亡くなられた被相続人所有で、相続人である子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。</p> <p>申請地は、タマネギが栽培され、良好に管理されており、願出者自らが耕作されていることを確認しました。また、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 7 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第7号議案の案件は、証明することといたします。</p> <p>次に、第8号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号4-8について、港農政課長、お願いいたします。</p>
港農政課長	<p>受付番号4-8につきまして、1月10日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。</p> <p>本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。</p> <p>照会のあった農地、港区小川一丁目始め16筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されておりました。</p> <p>また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。</p> <p>以上、調査の結果、確認することにつき問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第8号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。</p>

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 8 号議案の案件は承認することといたします。</p> <p>次に、第 9 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。</p> <p>審議のポイントとして、配付資料①及び②をお配りしていますので、合わせてご覧ください。</p> <p>それでは、19 ページの農用地利用集積計画案の第 14 号について、中川農政課長、お願いいたします。</p>
中川農政課長	<p>農用地利用集積計画案の令和 4 年度第 14 号の農地につきまして、1 月 10 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査及び面談を行いましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>本件就農希望者は、ベトナム国籍の方で、「名古屋市農地バンク制度」を利用し農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。</p> <p>申請地である中川区富永四丁目の 1 筆の畑は、現在草生え状態でした。</p> <p>申請者は、母国の実家で農作業を 10 年ほど手伝った経験があり、現在は自宅の庭でキュウリ、トマトなどを育てているとのことでした。申請地では、ナス、スイカなどを栽培したいとのことであり、妻や友人とも協力して作業を行っていくとのことでした。</p> <p>これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用す</p>

る意欲ある者と思われます。

また、配布資料①に記載のとおり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容についても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、20 ページの農用地利用集積計画案の第 15 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 4 年度第 15 号の農地利用集積計画につきまして、1 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西蟹田の 1 筆の畑で、面積は 198 平米です。農地の現状は、大根及びネギが作付けされている状況でした。

借受人は、名古屋市のチャレンジファーマーカレッジを修了見込みで、農地バンクの借受希望者に登録し、登録のあった所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申し出をなされたものです。

借受人とは、現地調査する前に面談を行いました。その結果により、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。利用権設定がなされたあと、農地の適切な管理がされていくものと見込まれます。また、利用権の設定については、配

付資料②のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想に適合しております。

以上、調査の結果、利用権の設定につき問題はないと思われ
ますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、
何かご意見はございますか。

特にないようです。

それではここで、第9号議案の議決の案を読み上げさせてい
ただきます。18ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条
第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下
「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用
地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼が
あったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定める
ことにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける
者は、第18条第3項に掲げる要件の全てを備えることとなる
と認められるため、です。

それでは、第9号議案について、案のとおり回答してよろし
いか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第9号議案につきましては、案のとおり
名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 10 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。今回は東部・緑から 1 件、西部・守山から 2 件、中川から 1 件、計 4 件の案件がございます。

審議のポイントとしましては、配付資料③から⑥をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。26 ページの事業計画について東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

本件につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、1 月 6 日に申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、天白区植田二丁目の 1 筆、対象面積 370 平方メートル、地目は畑で、現在は、耕作準備中の状態となっています。

お手元の配付資料③をご覧ください。表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まず初めに、上の表ですが、第 1 号の 1 については、項目「1 イ」に該当します。

耕作計画では、ナス、ピーマン、ミニトマトなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおおむね5割以上を市内の直売所や商店街に出荷し、販売する予定です。

第1号の2につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。項目の第2号については、農地の美化管理を貸人と協力して行うとしています。

第3号について、申請者が現在耕作に供している農地はありませんが、農作業経験などから、耕作計画のとおり全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第4号については、「使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる」旨の記載がされています。

第5号につきましては、野菜残渣を放置しない等、獣害被害対策を協力して行うとしています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、28ページ及び31ページの事業計画について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

西部・守山におきましては、2件の議案が出ており、関連するものとなりますので、あわせて報告します。

まず、31ページ、西部・守山②につきまして、1月6日に担

当の委員さんと現地調査をした結果を報告します。

配付資料⑤の図面も合わせてご覧ください。

該当地は、中志段味特定土地区画整理の1筆に畑として仮換地されており、所有者が高齢のため耕作できないとのことで、事務局及び農業委員へ相談があったものです。面積は1052.26平米、現在は休耕中です。

このたび、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされました。

次に28ページ、西部・守山①の事業計画変更につきまして、該当地は、令和3年8月の総会において、事業計画決定された、中志段味特定土地区画整理の1筆の畑で、面積は594.02平米です。

借受人は、同区画整理の1筆も借り受けており、本件の決定をもって、同区画整理の3筆を合わせて借り受けることとなります。合計面積は2894.24平米です。

今回、変更の申請があった1筆については、当初キウイ及びプルーンで計画されていましたが、農地をより効率的に利用、また生産量の増加を図ることを目的とし、作付け作物を2筆と同様にポポーへと変更するものです。

このため、申請の2筆の農地について、作付け作物をポポーとすることでの事業計画ということで、合わせてご審議頂きたいと思います。

では、配布資料④をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。生産予定の作物はポポーという果物です。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ポポーについては、配布資料⑤を用意しましたので、参考にしてください。

配布資料④に戻っていただき、まず初めに、上の表の、第1号の1について、耕作計画では、ポポーの果樹を栽培し、収穫されたものは市内大型スーパーや、朝市などの地元イベントにて販売する予定です。

第1号の2については、所有者と借受人が協力し、適切な利用、管理をしていく予定です。

次に下の表の、第2号から第6号については、記載のとおりです。

以上、必要な要件すべてを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、34 ページの事業計画について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件につきまして、担当の委員さんと事務局職員とで1月6日に現地調査を実施しましたので、結果を報告いたします。

本件は、借受人が、すでに令和元年12月より3年間、使用貸借権の承認を受けており、今後も引き続き申請地で耕作していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、3年間の更新の申請がなされたものです。

申請地である中川区西中島一丁目の1筆の農地は畑で、現在は、ハッサク、ミカンなどの果樹が栽培されていたほか、唐辛子の収穫を終えた状態になっておりました。

お手元の配布資料⑥をご覧ください。

第1号については、「1のイ」に該当しており、唐辛子は一

味唐辛子に加工して近隣の飲食店で販売、果樹については直接販売、収穫の5割以上を近隣市町村で販売する予定です。

第1号の2については、所有者・借受人ともに適正に管理していくとのことでした。

その下、第2号から第6号については、記載のとおりでございます。

以上、必要な要件すべてを満たすことから、申請のとおり事業計画を決定することについて、何ら問題がないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第10号議案の議決の案を読み上げます。25ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第10号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 10 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。</p> <p>次に、第 11 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。</p> <p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
主査	<p>お手元の配付資料⑦をご覧ください。</p> <p>土地改良法では、土地改良事業の参加資格は通常、農地の所有者が有しておりますが、利用権の設定など農地の貸付けを行った場合は、参加資格も併せて農地所有者から耕作者に移行します。</p> <p>中川区富永は 12 月 1 日付で、港区南陽は 12 月 31 日付で、中川区福島、かの里は 1 月 1 日付で、それぞれ農地中間管理事業による利用権設定が行われており、それに伴い法的には参加資格も農地所有者から耕作者に移行しております。</p> <p>これらの地域では、人・農地プランを作成する際の地域の話し合い、あるいは当事者同士の話し合いにおきまして、耕作者ではなく農地所有者が土地改良区の賦課金を負担することで合意しております。配付資料⑦の裏面をご覧ください。</p> <p>耕作者から農地所有者に参加資格を交替するためには、土地改良法に基づく手続きとしまして、農地所有者から農業委員会に対しまして、参加資格の交替を申し出て、農業委員会の承認を得る必要がございます。議案の 47 ページをご覧ください。</p>

今回 41 ページから 47 ページにかけまして、一覧でお示しておりますが、対象となる貸付け全体の 61 名 127 筆、面積におきましては 71,000 平方メートル余につきまして、参加資格交替の申し出がなされました。

いずれも、農地所有者と耕作者の合意によるものですので、農地所有者が土地改良事業に参加することが妥当と思われると思います。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、40 ページにございます議決の案を読み上げます。

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。

理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。

それでは、第 11 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 11 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 4 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 8 ページにかけて、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 17 件

続いて、9 ページから 15 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 20 件

続いて、16 ページから 45 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 77 件

続いて、46 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 2 件

続いて、47 ページから 49 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、50 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 2 件

続いて、51 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が1件

続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

続いて、53 ページですが、農地の転用事実に関する照会が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありませんでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和5年第1回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時51分）